

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)について

(諮問第3142号)

<目次>

| | | | |
|---|------|-------|----|
| 1 | 諮問書 | | 1 |
| 2 | 申請概要 | | 2 |
| 3 | 審査結果 | | 23 |

別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)

別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

(公印・契印省略)

諮問第3142号

令和3年9月24日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇 殿

総務大臣 武田 良太

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和3年9月16日付け東相制第21-00043号及び西設相制第000126号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可申請に関する説明
(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)**

令和3年9月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和3年9月16日(木)

3. 実施予定期日

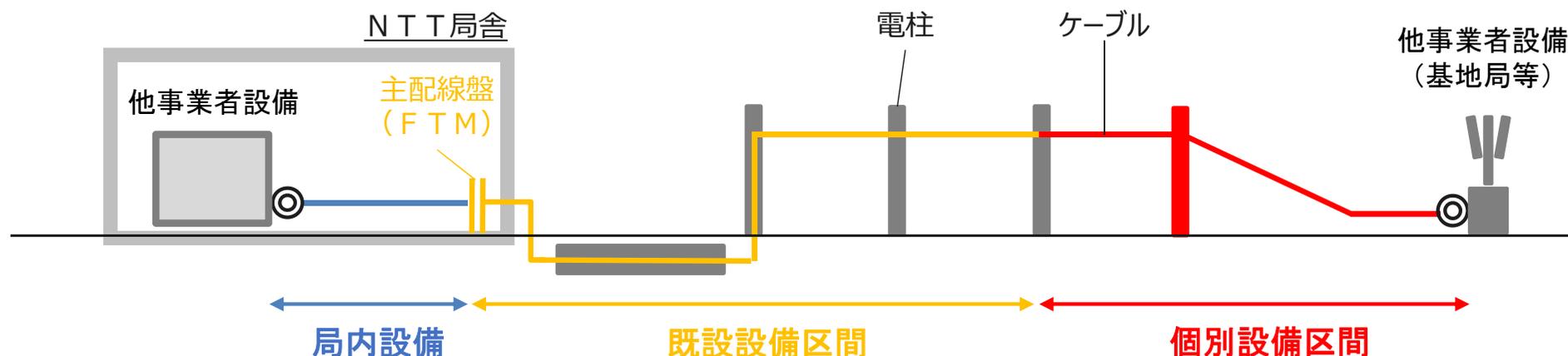
認可後、速やかに実施

4. 主旨

加入光ファイバ(特定光信号端末回線)に係る接続メニューの追加等

- NTT東日本・西日本では、これまでフレキシブルファイバという名称で、携帯電話事業者等に対し、既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。
- ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等、NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外(ルーラルエリア)において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続料研究会」という。)において、卸電気通信役務ではなく、接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、まずビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月24日に接続約款の変更認可申請が行われ、7月30日に認可された。
- 今般、さらにルーラルエリアに新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するとともに、事業者間での共用に係る手続及び卸から接続への移行に係る料金や手続を整備するために接続約款の変更認可申請が行われたもの。

■フレキシブルファイバの概要図



第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

2. 接続で取り扱う範囲の明確化

(3) 考え方

2021年5月28日にNTT東日本・西日本から、事業者間で協議を行った上で、実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期等について総務省に対して以下の(1)から(5)までのとおり報告があり、本研究会においてこれについて議論を行った。

(1)ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

(略)

(2) ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

- 各事業者とさらなる協議を行った上で、2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定((2)～(4)を同時に申請)している。
- 接続拒否事由に該当するか否かについて、卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供が困難であり、接続拒否事由として「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」を接続約款に規定する。
- ルーラルエリアに設置する場合の保守・故障修理作業の実態を調査し、NTT東日本・西日本の光エリア内と差分がある場合には接続料金に反映する。

※下線は事務局において付したもの。

(3)卸役務から接続への移行

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 加入光ファイバとの一体的な申込みのため受付体制・システムを準備している。
- ・ 必要最小限の費用で卸役務から接続に移行できるよう、移行を希望する回線の申込みを一定期間内に受け付け、一括で移行する想定である。
- ・ 卸役務で提供されるビル屋上等のフレキシブルファイバ(2021年4月1日より前に申込みがあったもの)及びルーラルエリアのフレキシブルファイバについて、接続への移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、2021年6月1日から接続に移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算する。
- ・ 卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担(ビル屋上等は2021年4月1日以降に申込みのあった回線、ルーラルエリアは2021年6月1日以降に申込みのあった回線)又は最小限の移行費用(前述の申込み日より前に申込みのあった回線)で移行可能とする。

(4)接続における複数事業者の設備共用

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するため、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていく。
- ・ 協議では、新規に設置する回線の共用ルールから検討することを提案しており、今後具体的な運用フローや費用按分方法等について速やかに協議を実施する。

(5)加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続

(略)

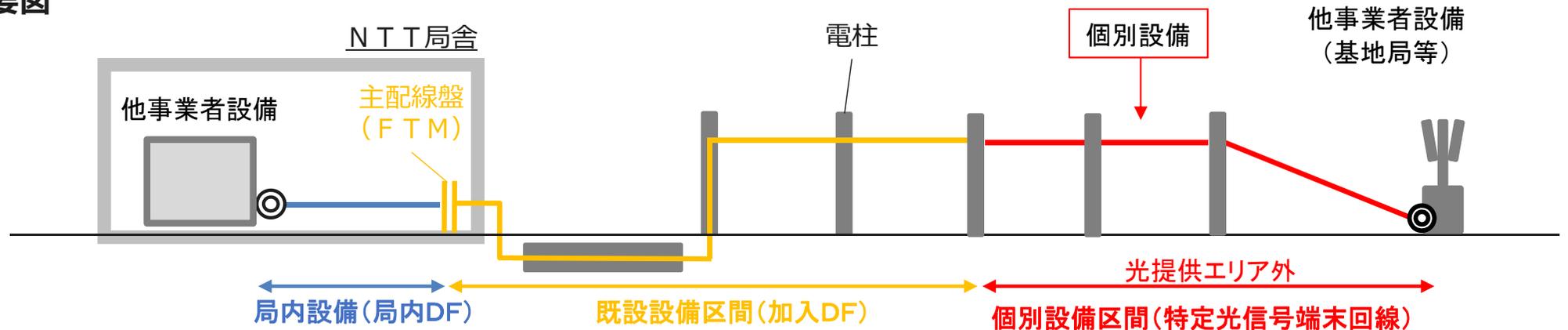
総務省においては、これらのNTT東日本・西日本から報告があった内容に関する対応状況を、接続約款の認可プロセス等を通じて確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当である。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料の概要

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、令和3年7月30日認可済の「光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)」とは異なり、**光提供エリア外の場所(ルーラルエリア)**に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、**個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を**組み合わせて提供**されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能。)
- ビル屋上と同様、**局内設備、既設設備区間については既存の接続料**(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、**個別設備区間については、接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定**(共用のルールは後述。)
- ※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている。)
- 個別設備区間の網改造料の**算定に用いる比率は、ルーラルエリアもビル屋上と同様。**

■ 概要図



| | 局内ダークファイバ※1 【既存接続料】 | 加入ダークファイバ (シングルスター方式)※1、※2 【既存接続料】 | 特定光信号端末回線 【新規接続料】 |
|-----|----------------------------|--|--|
| 接続料 | NTT東日本:363円 NTT西日本:317円 | NTT東日本:2,248円 NTT西日本:2,312円 | 網改造料として算定 (設備管理運営費+他人資本費用+自己資本費用 +調整額+利益対応税)×(1+貸倒率) |

※1 令和3年6月2日に認可された令和3年度適用接続料を記載。

※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本:161円、NTT西日本:143円)、回線管理運営費(NTT東日本:35円、NTT西日本:55円)を含む。

特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に関するその他の料金等

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおりで、**認可済のビル屋上と同様**。
- **特定光信号端末回線管理機能**については、接続の申込みの受付を行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能(接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。
- なお、**接続拒否事由については**、「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」や「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」に該当する可能性はビル屋上に比べて高くなるものの、**既に接続約款に規定されている接続拒否事由に新たな類型を追加するものではないことから、接続拒否事由に関する接続約款の規定の追加・変更は行わない**。

| 項目 | 概要 | 料金 |
|---------------------|---|--------------------------------------|
| ① 特定光信号端末回線管理機能 | 協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 | N T T 東日本 : 339円 N T T 西日本 : 558円 |
| ② 既設基盤設備の利用料 | 既設の管路・電柱を利用する場合の負担額 | 既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用 |
| ③ 撤去に係る負担額 | 特定光信号端末回線の撤去に係る負担額 | 網改造料における利用中止費を適用 |
| ④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費 | 概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費 | 作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率) |

(参考)フレキシブルファイバのルーラルエリアに係る卸料金と今回の申請接続料の比較

赤枠内は委員限り

- NTT東日本・西日本から、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費120万円として、ルーラルエリアのフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。
- これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ルーラルエリアにフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が3割程度低廉**になる見込み。

| | NTT東日本 | | | NTT西日本 | | |
|--------------------|--------|--------|----|--------|--------|----|
| | 卸料金 | 接続料 | 差分 | 卸料金 | 接続料 | 差分 |
| 計 (①+②+③) (円/月) | | 15,678 | | | 15,836 | |
| ①既設設備区間 | | 2,611 | | | 2,629 | |
| 局内区間 | | 363 | | | 317 | |
| 加入区間 | | 2,248 | | | 2,312 | |
| ②個別設備区間 | | 12,728 | | | 12,649 | |
| 設備管理運営費 | | 12,600 | | | 12,500 | |
| 保守費相当 (④×⑤)※1 | | 2,600 | | | 2,500 | |
| 減価償却費相当※2 | | 10,000 | | | 10,000 | |
| 報酬 | | 64 | | | 89 | |
| 基盤設備利用料 | | 64 | | | 60 | |
| ③フレキシブルファイバ回線管理運営費 | | 339 | | | 558 | |

(参考)

| | | | | | | |
|------------|--|-----------|--|--|-----------|--|
| ④創設費 (円)※3 | | 1,200,000 | | | 1,200,000 | |
| ⑤年経費比率 | | 2.6% | | | 2.5% | |

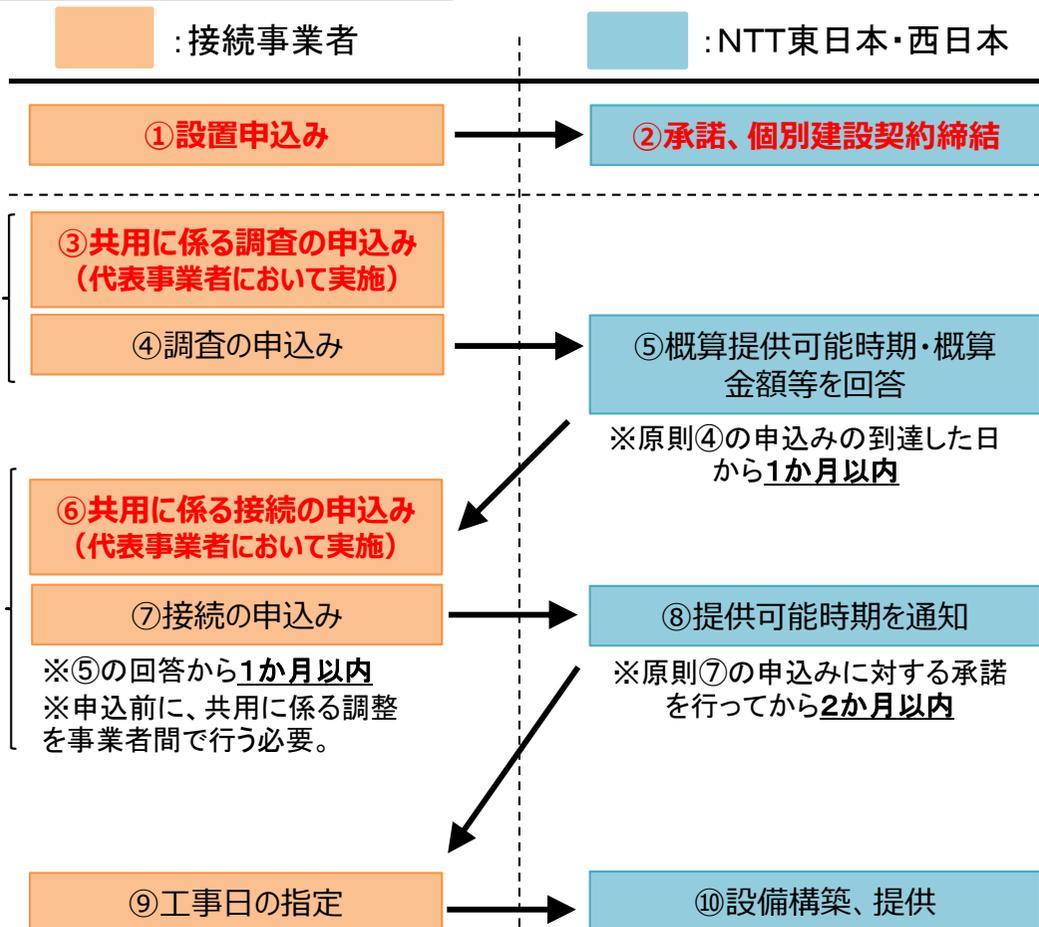
※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。
 ※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。
 ※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ルーラルエリアのサンプルデータ(2020年8月~10月の全件)の平均創設費は約120万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等**
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

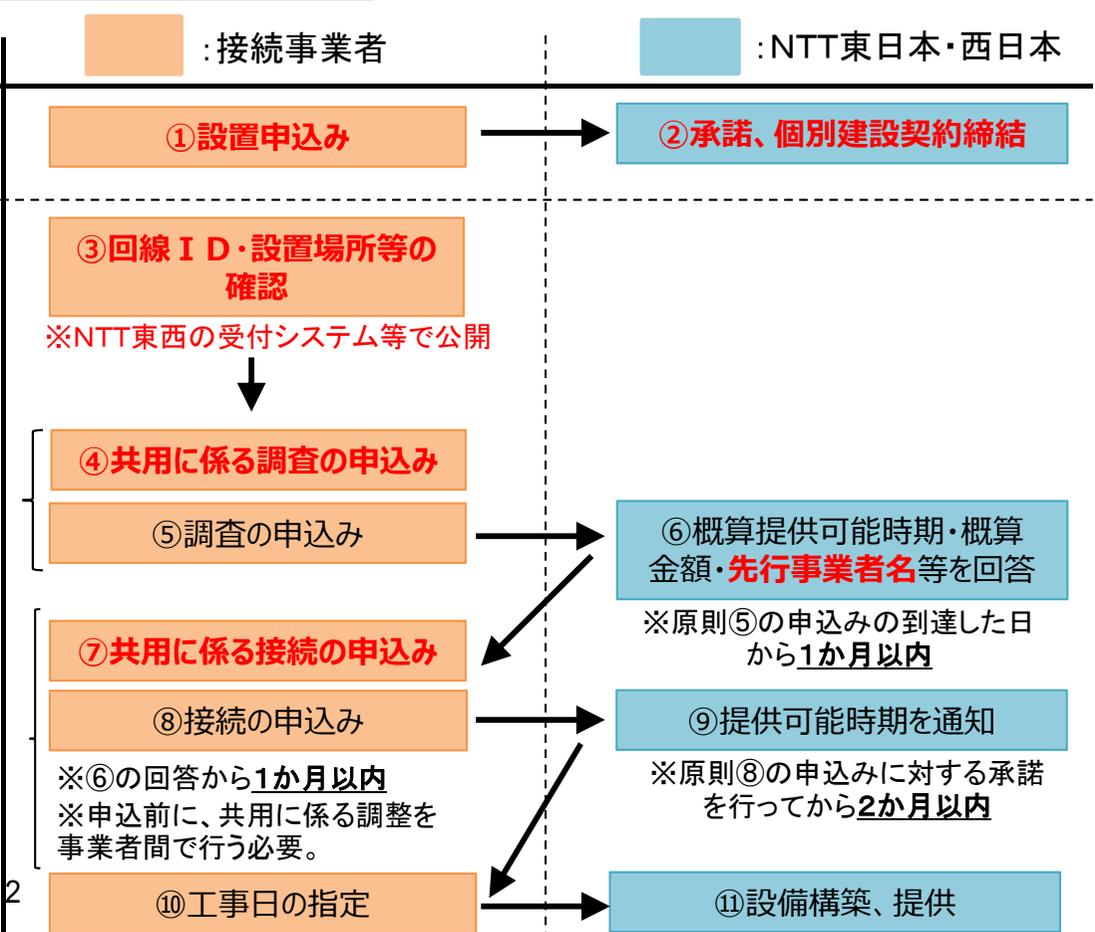
- 事業者間の共用については、**全事業者が共用可能**とし、**ケーブル内の芯線に空きがあれば**、ケーブルの分岐箇所が1か所を超えない前提で、**共用を承諾**(共用を行わない場合に比して著しく不経済となる場合等を除く。)
- また、特定光信号端末回線の**共用に係る手続**を、認可済の**ビル屋上の手続フロー**をベースとしつつ、**下図のフロー**を前提として、**接続約款上の規定を追加的に整備**。
- 概算金額や提供可能時期等の**回答に要する期間**については、原則はビル屋上と同様としつつも、**ルーラルエリア等へ提供するために規模の大きな工事が必要となる場合等においては、当該期間を超過することがある旨を規定**。

■ 接続申込み等のフロー (赤字部分が約款追記事項)

(1) 新規開通時における共用



(2) 開通後の事後共用



事後共用における設備の特定について

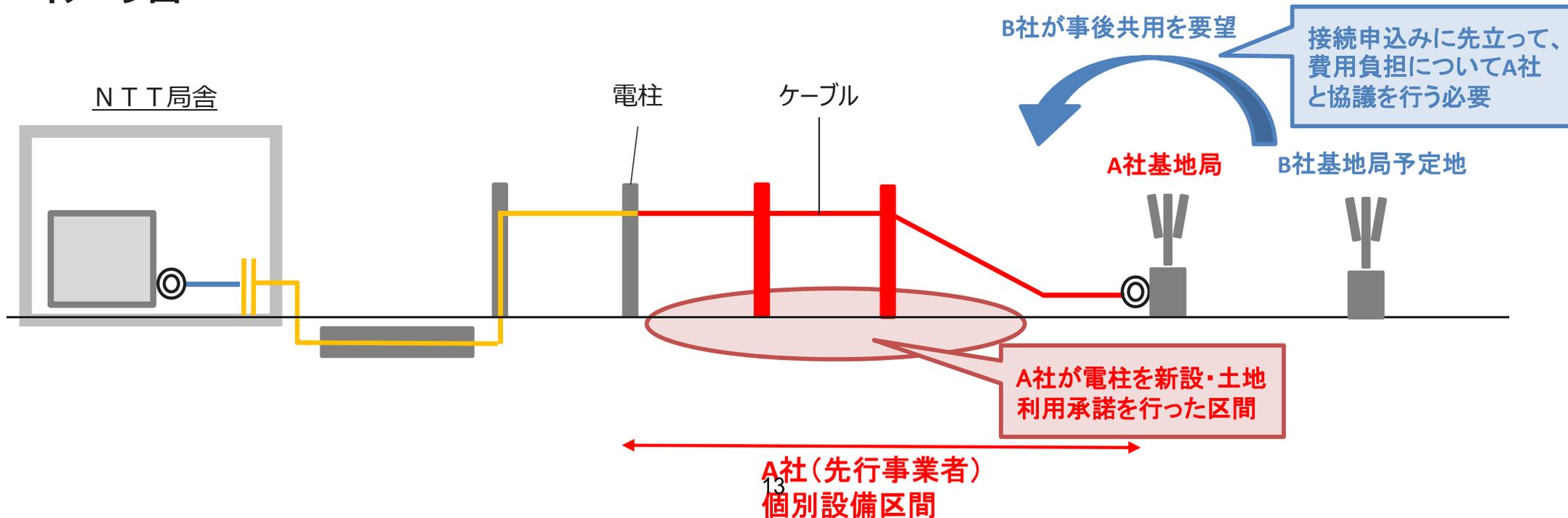
- 既設の特定光信号端末回線については、その回線を収容する光ケーブルの敷設にあたって、その回線の利用事業者（以下「先行事業者」という。）が電柱・管路の新設や、土地の利用許可申請等を行っている場合があるため、当該回線について事後共用を要望する事業者は、その費用の扱いについて先行事業者と協議を行った上で、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う必要がある。
- このため、事後共用を要望する事業者は、共用に係る調査の申込み在先立って、自社が敷設を予定している設置場所の近傍の特定光信号端末回線の有無を把握する必要があることから、
 - ①NTT東日本・西日本の受付システム等において既設の特定光信号端末回線の「通番（回線ID）」「収容局」「設置場所住所（町丁目）」を開示。

その後、当該事業者から調査の申込みがあった場合には、

 - ②NTT東日本・西日本から、概算提供可能時期・概算金額の回答に合わせて、先行事業者名を回答。

当該事業者はその先行事業者と協議の上、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う。
- この手続フローを実現するため、接続約款において、①②が守秘義務の例外である旨を新たに規定。

■イメージ図



1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用**
4. その他の約款変更事項

- 卸電気通信役務(以下「卸」という。)として既に提供されている又は申込済みのフレキシブルファイバについて、接続メニューへ移行する際の手続や費用を以下のとおり規定。

| 項目 | 詳細 | | | | | | |
|--|--|----|----|-----------------------------------|--|--|--|
| ① 移行の対象となる回線 | <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東日本・西日本が別途定める期限(現時点では2021年12月頃を予定)までに移行の希望があったもの。 ・一つのケーブルに収容されている、卸として提供されている回線が全て指定されている場合(同一収容ケーブル内に、卸として提供される回線と、接続として提供される回線が混在することを避ける目的)。 | | | | | | |
| ② 移行に係る費用 | <p>NTT東日本・西日本が接続料研究会等において示した方針(本資料のスライド4を参照)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、移行に係る費用はNTT東日本・西日本において負担。 ・ただし、令和3年3月末までに卸として申し込まれた回線については、一部費用(※1)は各事業者側で負担。具体的な金額(下表(1)及び(2)①)については下表の算定式に基づき、今後NTT東日本・西日本が算定(現時点では2022年3月頃を予定)。 <p>(※1)表:接続事業者側で負担する費用について</p> <table border="1" data-bbox="389 783 2186 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 783 853 850">内容</th> <th data-bbox="853 783 2186 850">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 850 853 983">(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用</td> <td data-bbox="853 850 2186 983">当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 983 853 1267">(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合</td> <td data-bbox="853 983 2186 1267">料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> | 内容 | 料金 | (1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用 | 当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額 | (2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合 | 料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額 |
| 内容 | 料金 | | | | | | |
| (1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用 | 当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額 | | | | | | |
| (2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合 | 料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額 | | | | | | |
| ③ 創設費や取得固定資産価額の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・卸において創設費を支払った設備については、接続への移行後も、創設費は支払済みとして設備管理運営費を算定(※2)。 ・また、設備管理運営費の算出に当たって、開通から一定期間以上を経過している等により、NTT東日本・西日本において取得固定資産価額を把握できない場合には、卸の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、事業者と協議の上取得固定資産価額を決定。 <p>(※2)網改造料の算出における「設備管理運営費」について、「法定耐用経過後においても更改していない」とみなし、「当該設備の取得固定資産価額」×「類似設備の設備管理運営比率」のみで算定。</p> | | | | | | |

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. **その他の約款変更事項**

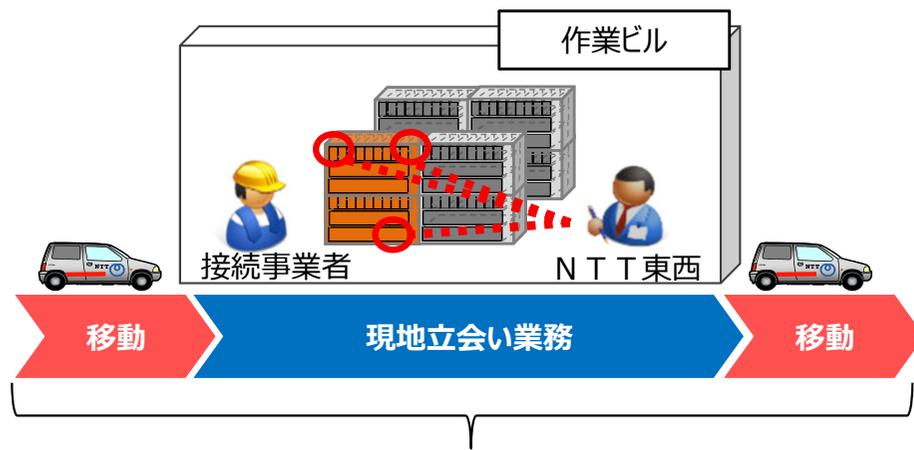
1. 自前工事における立会いの遠隔化について

- コロケーション設備の設置に際して、**接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎内において自前工事を行う際**、誤挿入・誤抜去等の事故を未然に防ぐ観点から、**NTT東日本・西日本による立会いを必要**としている。
 - 現在は、NTT東日本・西日本の作業員が現地に赴いて立ち会っているところ、より柔軟にNTT東日本・西日本側の稼働を確保可能にする観点から、**2022年1月を目途に、接続事業者が希望する場合には**、工事实施場所に設置したカメラを通じて遠隔拠点から確認を行うことで、現地での立会いに代えること(以下「**遠隔立会い**」という。) **を選択できるようにする予定**であり、このための接続約款の規定の整備を行う。
 - なお、遠隔立会いを行う場合、NTT東日本・西日本側の移動時間が不要となる一方で、接続事業者側において、必要な機材(カメラ等)の設置・遠隔拠点との通信確認に係る作業が生じるところ、接続事業者での作業習熟により作業時間が変動することが想定されるため、**当面の間、遠隔立会いに係る手続費は実費として規定**。
2. その他、**イーサネットフレーム伝送機能及び端末回線伝送機能を用いたNTT東日本・西日本利用部門が提供するサービスについて**、2022年1月より**400Gbpsでの伝送を開始することに伴う接続約款**(料金表・技術的条件) **の変更**も予定。料金表では、端末回線伝送機能について、400Gbpsでの伝送も既存(2~100Gbps)の料金を適用できるようにするための規定整備を行う。

■ 1. 遠隔立会いの概要

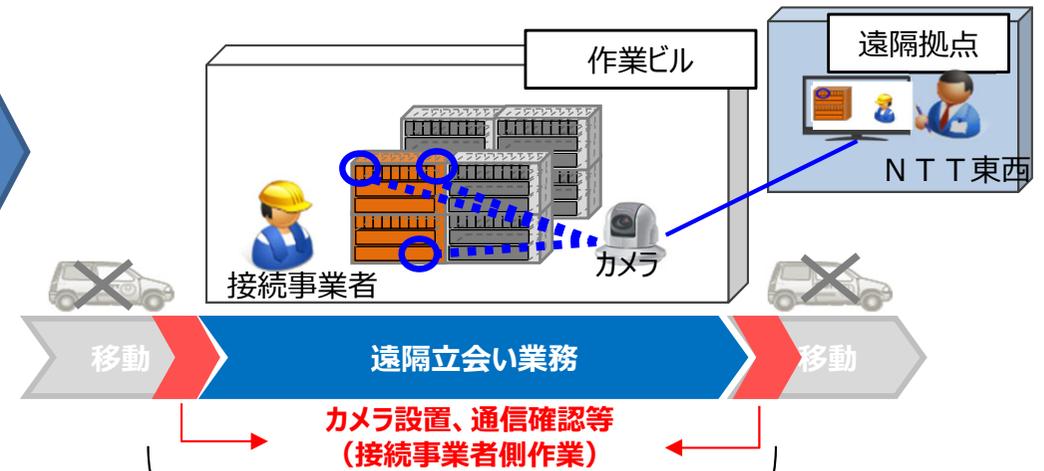
接続事業者は、現地での立会い又は遠隔立会いを選択可能。

現行の運用 [現地立会い]



手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、既に単金化済み

今後追加する運用 [遠隔立会い]



17

手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、当面の間実費として規定

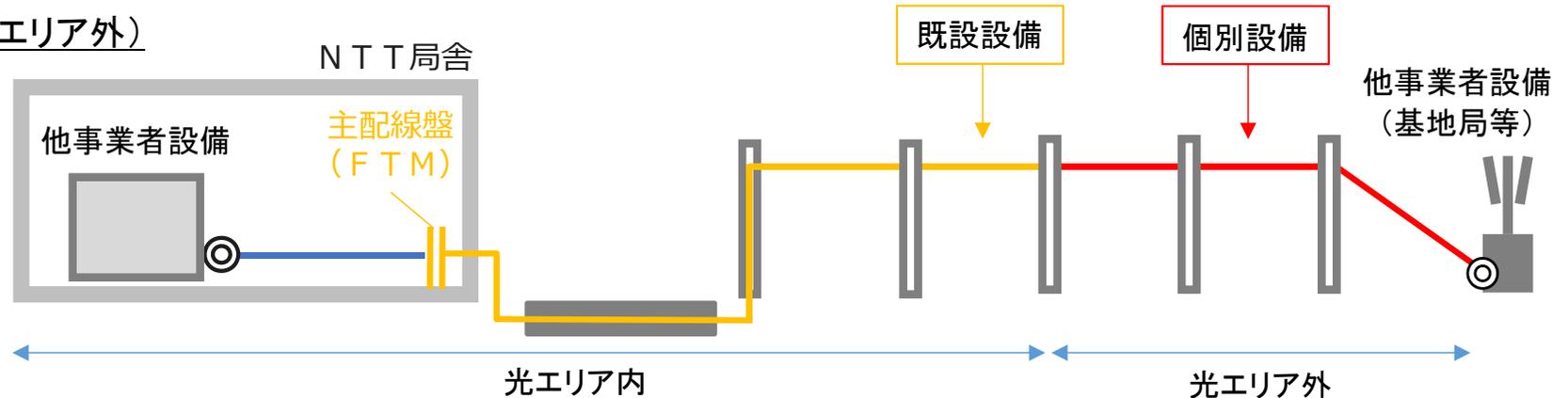
(参考資料)

(参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

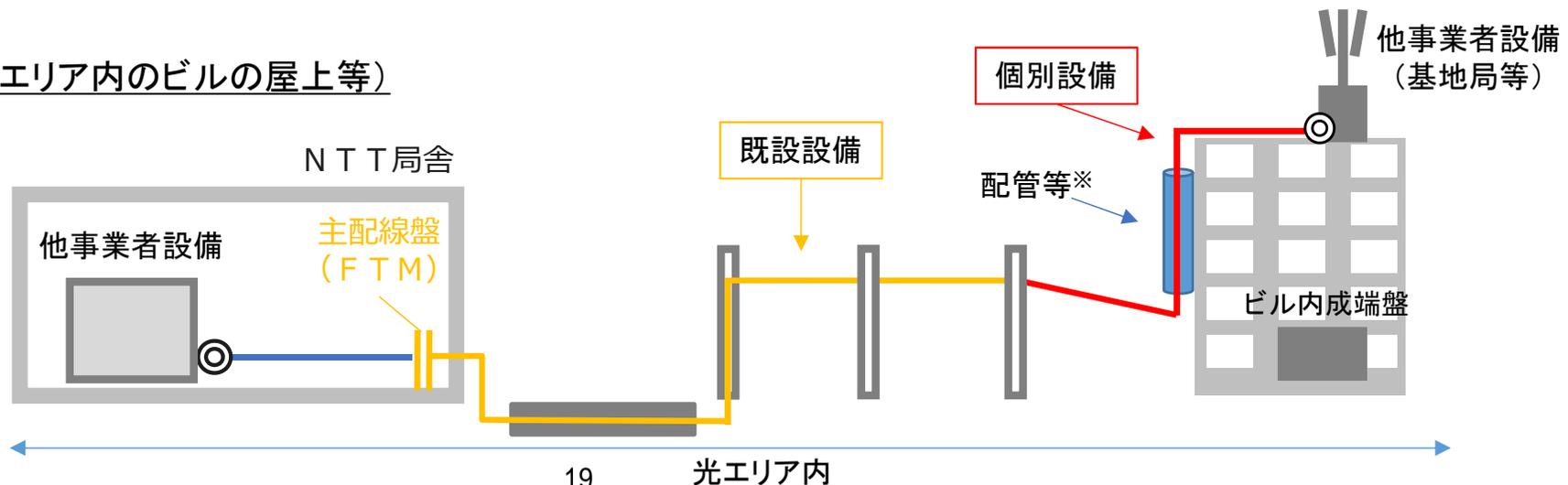
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

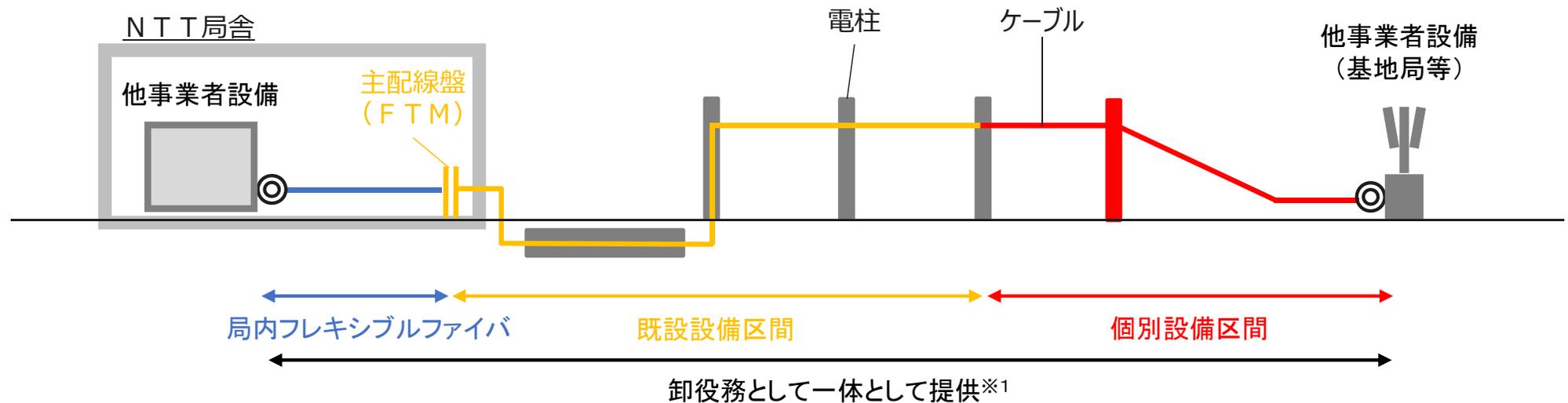
NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。



※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

フレキシブルファイバの概要図



| 提供料金 (2019年度) | 局内フレキシブルファイバ | 既設設備区間 | 個別設備区間(新設区間) |
|------------------|--------------|--------|--------------|
| 初期費用 | | | |
| 月額料金 | | | |
| 撤去費 | | | |

※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。
 ※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
 ※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。
 ※4 報酬等を含む。

(参考)フレキシブルファイバの提供回線数の推移

赤枠内は委員限り

19

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は と増加傾向。

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、
している。

審査結果

(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

| 審査事項 | 審査結果 | 事由 |
|---|------|--|
| 1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア） | 適 | 本件による技術的条件の変更は、端末回線伝送機能の増速に伴い第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチに係る規定を改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ） | 適 | 接続料は、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、機能ごとの接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ） | 適 | 東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。）とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ） | — | 変更事項なし |
| 5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ） | 適 | <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号に係る事項】 他事業者が接続の請求を行い、当該請求への回答を受ける手続及び接続協定の締結の手続等が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置を設置する工事又は保守を行う場合の手続について、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号に係る事項】</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>他事業者が負担すべき手数料等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第5号から第12号までに係る事項】 変更事項なし</p> |
| 6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2)) | 適 | <p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p> |
| 7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3)) | 適 | <p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p> |
| 8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4)) | 適 | <p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p> |

接続約款変更認可申請書

東相制第 21-00043 号
2021 年 9 月 16 日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

| | |
|------|--------------------|
| 実施期日 | 認可を受けた後、速やかに実施します。 |
|------|--------------------|

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

| 用語 | 意味 |
|----------------|--|
| 1～90 (略) | (略) |
| 90-2 特定光信号端末回線 | 光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの |

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

| 用語 | 意味 |
|----------------|--|
| 1～90 (略) | (略) |
| 90-2 特定光信号端末回線 | 光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの |

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、）以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置
随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

線との接続の申込み（特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

(10) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます）。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|---|-------------------------------------|---------|-----|----|
| (1)～(8) (略) | (略) | (略) | — | — |
| (9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合） | 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 | ア～イ (略) | — | — |
| | ウ 2Gbit/s から100Gbit/s までの符合伝送が可能なもの | (略) | — | — |

2-1-1 その他の機能

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------------|---|---------|------|----|
| (1)～(25) (略) | — | — | — | — |
| (26) 特定光信号端末回線管理機能 | 協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 | 1 回線ごとに | 339円 | — |

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うことを含みます。）を要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|---|-------------------------------------|---------|-----|----|
| (1)～(8) (略) | (略) | (略) | — | — |
| (9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合） | 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 | ア～イ (略) | — | — |
| | ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの | (略) | — | — |

2-1-1 その他の機能

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------------|---|-----------|------|----|
| (1)～(25) (略) | — | — | — | — |
| (26) 特定光信号端末回線管理機能 | 協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 | 1 回線ごとに月額 | 339円 | — |

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

| 区分 | | 単位 | 手続費の額 | 備考 |
|-------------|----------------------|-------|--|----|
| (1)～(9) (略) | (略) | — | — | — |
| (10) 立会費 | 当社が指定する立会者の立会いに要する費用 | 1回ごとに | 第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。) | — |
| | イ～エ (略) | — | — | — |

| 区分 | | 単位 | 手続費の額 | 備考 |
|-------------|----------------------|-------|--|----|
| (1)～(9) (略) | (略) | — | — | — |
| (10) 立会費 | 当社が指定する立会者の立会いに要する費用 | 1回ごとに | 第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。) | — |
| | イ～エ (略) | — | — | — |

2-2 2-1以外の手続費

| 区分 | 単位 | 備考 |
|--------------|-----|----|
| (1)～(13) (略) | (略) | — |

2-2 2-1以外の手続費

| 区分 | 単位 | 備考 |
|--------------|---|----|
| (1)～(13) (略) | (略) | — |
| (14) 遠隔立会費 | 1件ごとに | — |
| | 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、 <u>遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用</u> | |

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、当社の準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

| | 区分 | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--|-------------------------------|--------|--|----|
| 卸電気通信役務契約に基づく提供から協定に基づく提供に取り扱いを変更するために必要な手続費 | ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用 | 1回線ごとに | 当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。））を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額 | |
| | イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用 | 1回線ごとに | 料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額 | |

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>技術的条件集別表 38</p> <p>【参照規格一覧】 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> | <p>技術的条件集別表 38</p> <p>【参照規格一覧】 (略)</p> <p>[9] <u>IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength</u></p> <p>[10] <u>“Multiprotocol Extensions for BGP-4”, IETF RFC4760, Jan 2007.</u></p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、<u>400GBASE-FR4/LR8</u>に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> <p><u>2.1.4 インタフェース条件（400Gbit/s 品目）</u> 光コネクタは、JIS C 5964-20規格のLCコネクタを使用する。光ケーブル</p> |

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

(以下、略)

は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。
詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

IETF RFC4760 準拠

(以下、略)

接続約款変更認可申請書

西設相制第 000126 号
2021 年 9 月 16 日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

| | |
|------|--------------------|
| 実施期日 | 認可を受けた後、速やかに実施します。 |
|------|--------------------|

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

| 用語 | 意味 |
|----------------|--|
| 1～90 (略) | (略) |
| 90-2 特定光信号端末回線 | 光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの |

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

| 用語 | 意味 |
|----------------|--|
| 1～90 (略) | (略) |
| 90-2 特定光信号端末回線 | 光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの |

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、）以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置
随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(10) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

線との接続の申込み（特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込み在先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(10) (略)

(11) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会ったときを含みます）。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（そ接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|---|--------------------------------------|---------|-------|-------|
| (1)～(8) (略) | (略) | (略) | _____ | _____ |
| (9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合） | 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 | ア～イ (略) | _____ | _____ |
| | ウ 2Gbit/s から 100Gbit/s までの符合伝送が可能なもの | (略) | _____ | _____ |

2-1-1 その他の機能

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------------|---|---------|-------|-------|
| (1)～(26) (略) | _____ | _____ | _____ | _____ |
| (27) 特定光信号端末回線管理機能 | 協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 | 1 回線ごとに | 558円 | _____ |

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うことを含みます。）を要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|---|--------------------------------------|---------|-------|-------|
| (1)～(8) (略) | (略) | (略) | _____ | _____ |
| (9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合） | 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 | ア～イ (略) | _____ | _____ |
| | ウ 2Gbit/s から 400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの | (略) | _____ | _____ |

2-1-1 その他の機能

| 区 分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------------|---|-----------|-------|-------|
| (1)～(26) (略) | _____ | _____ | _____ | _____ |
| (27) 特定光信号端末回線管理機能 | 協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 | 1 回線ごとに月額 | 558円 | _____ |

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

| 区分 | | 単位 | 手続費の額 | 備考 |
|-------------|----------------------|-------|--|----|
| (1)～(9) (略) | | — | — | — |
| (10) 立会費 | 当社が指定する立会者の立会いに要する費用 | 1回ごとに | 第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。) | — |
| イ～エ (略) | | — | — | — |

| 区分 | | 単位 | 手続費の額 | 備考 |
|-------------|----------------------|-------|--|----|
| (1)～(9) (略) | | — | — | — |
| (10) 立会費 | 当社が指定する立会者の立会いに要する費用 | 1回ごとに | 第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。) | — |
| イ～エ (略) | | — | — | — |

2-2 2-1以外の手続費

| 区分 | 単位 | 備考 |
|--------------|-----|----|
| (1)～(13) (略) | (略) | — |

2-2 2-1以外の手続費

| 区分 | 単位 | 備考 |
|--------------|-------|---|
| (1)～(13) (略) | (略) | — |
| (14) 遠隔立会費 | 1件ごとに | 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、 <u>遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用</u> |

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、当社の準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

| | 区分 | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--|-------------------------------|--------|--|----|
| 卸電気通信 役務契約に 基づく提供 から協定に 基づく提供 に取り扱い を変更する ために必要 な手続費 | ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用 | 1回線ごとに | 当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。）を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額 | |
| | イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用 | 1回線ごとに | 料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額 | |

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>技術的条件集別表 38</p> <p>【参照規格一覧】 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> | <p>技術的条件集別表 38</p> <p>【参照規格一覧】 (略)</p> <p>[9] <u>IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength</u></p> <p>[10] <u>“Multiprotocol Extensions for BGP-4”, IETF RFC4760, Jan 2007.</u></p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、<u>400GBASE-FR4/LR8</u>に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> <p><u>2.1.4 インタフェース条件（400Gbit/s 品目）</u> <u>光コネクタは、JIS C 5964-20規格のLCコネクタを使用する。光ケーブル</u></p> |

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

(以下、略)

は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。
詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

IETF RFC4760 準拠

(以下、略)